

ID: 159

担当部署: 農林課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町農林業事業に関する分担金徴収条例 第1条		
例 規 番 号	昭和62年条例第2号		
【基準】			
第1条、第3条及び第4条の規定による。			
(目的)			
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、村田町農林業事業の施行に関し、分担金の賦課及び徴収について必要な事項を定めることを目的とする。			
(被徴収者)			
第3条 分担金の徴収を受ける者は、当該事業の施行により利益を受ける者(以下「受益者」という。)とする。			
(分担金の総額)			
第4条 分担金の総額は、第2条に掲げる事業ごとに、必要経費のうち国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額を超えない範囲内で町長が定める。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日